

8 住宅

障害のある人が地域で安心して生活するための住宅を確保するためのサービスが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
県営住宅への入居 身 知 精 難	次のいずれかを所有している世帯は一般世帯より当選確率が高くなります。 1 身体障害者手帳 (障害の程度が1～4級) 2 療育手帳 (A・A・B) 3 精神障害者保健福祉手帳等 (障害の程度が1～2級) 4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用している難病患者	—	各 地 域 の 県 営 住 宅 指定管理者 ※指定管理者については、県ホームページまたは県庁住宅課で確認してください。
身体障害者世帯向け県営住宅 身	身体障害者手帳 (障害の程度が1～4級) の所有者で車いすを常用する身体障害者のいる世帯向けの県営住宅があります。 身体障害者世帯向け県営住宅 計 78 戸 (広島市内 31 戸、 呉市内 8 戸、竹原市内 4 戸、尾道市内 12 戸、 福山市 12 戸、廿日市市内 2 戸、熊野町内 6 戸、坂町内 3 戸)	住宅使用料等	

※ 市営住宅及び町営住宅において同様の施策を行っている市町があります。

お問い合わせはお住まいの市町住宅担当課へお願いします。

※ 障害福祉サービスの入所施設は「11 居住系サービス」参照。